

令和 8 年第 3 回市議会（定例会）  
付 議 案 件 綴

（その 7）

堺 市 議 会



# 目 次

		頁
議員提出議案第 7号	すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書……………	3
議員提出議案第 8号	ドナーミルクの利用拡大を求める意見書……………	4
議員提出議案第 9号	皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書……………	7
議員提出議案第10号	住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書……	11
議員提出議案第11号	核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書……………	12
議員提出議案第12号	イラン戦争による物価高・資材不足解決のための緊急対策を求める意見書……………	15
議員提出議案第13号	政府に対して、武器輸出全面解禁の撤回を求める決議……	19
議員提出議案第14号	堺泉北港、関西国際空港及び大阪国際空港の「特定利用空港・港湾」への指定についての意見書……………	23



令和8年6月12日

堺市議会議長  
長谷川 俊 英 様

提 出 者

堺市議会議員  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

大 西 公 彦  
淵 上 猛 志  
西 川 良 平  
広 田 新 一  
西 哲 史  
小 堀 清 次  
野 里 文 盛  
大 西 耕 治  
大 林 健 二  
宮 本 恵 子  
吉 川 守

堺市議会議員  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

兼 城 剛  
信 貴 良 太  
小 野 伸 也  
上 田 勝 人  
木 畑 匡  
池 尻 秀 樹  
山 口 典 子  
田 代 優 子  
田 淵 和 夫  
吉 川 敏 文

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

- 議員提出議案第7号 全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める  
意見書
- 議員提出議案第8号 ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国および地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところである。

一方で、ケアラーはこどもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度は未だ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって、国においては、すべてのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

### 記

1. ヤングケアラーに限らず、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
2. ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
3. 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
4. ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣  
(こども政策)

各宛

## ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって、国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化すること。
2. ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
3. ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
4. ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣  
(こども政策)

各宛

令和8年6月12日

堺市議会議長  
長谷川 俊 英 様

提 出 者

堺市議会議員  
同  
同

信 貴 良 太  
池 尻 秀 樹  
山 口 典 子

堺市議会議員  
同

西 川 良 平  
野 里 文 盛

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第9号 皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書

### 理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための 法整備の早期実現を求める意見書

皇室は、わが国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは、わが国の国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

政府においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に基づき、有識者会議による報告書が取りまとめられ、現在、国会においても各会派間での協議が進められている。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、わが国が古来より守り伝えてきた「男系継承」の重みを尊重した上での、真摯な議論が求められる。

皇族数の確保のための具体的方策としては、有識者会議の報告書において、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること。ただし、その配偶者と子は皇族としない」こと、および「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする」ことの2案が示されており、これらはすでに多くの党・会派において共有可能な論点となっている。

よって、本市議会は、国会および政府に対し、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな論議を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月16日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
内閣官房長官	



令和8年6月12日

堺市議会議長  
長谷川 俊 英 様

提 出 者

堺市議会議員  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

大 西 公 彦  
淵 上 猛 志  
藤 本 憲  
広 田 新 一  
西 田 哲 史  
小 堀 清 次  
大 西 耕 治  
大 林 健 二  
宮 本 恵 子  
吉 川 守

堺市議会議員  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

兼 城 剛  
乾 友 美  
小 野 伸 也  
上 田 勝 人  
木 畑 匡  
藤 本 幸 子  
田 代 優 子  
田 淵 和 夫  
吉 川 敏 文

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第10号 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

議員提出議案第11号 核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

「住まい」は社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラである。しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費負担が生活困窮に拍車をかけている。また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり、深刻化している。

現行の住居確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も一定の役割を果たしているが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれていないと言え難い。

よって、国においては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

### 記

1. 低所得者や子育て世帯を対象とした新たな「住宅手当」制度を創設すること。あわせて、既存の家賃補助制度の対象拡大と補助額の引上げを図ること。
2. 居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること。
3. 高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、IoT技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。
4. UR賃貸住宅や公営住宅の空き住戸をNPO法人等に定期借家・低い家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと。
5. 生活保護の住宅扶助基準額を現行の家賃相場に見合う水準へ引き上げるとともに、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣

各宛

## 核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を 求める意見書

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵略や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっている。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約（TPNW）は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置付ける重要な枠組みとして、その意義を一層強めている。

同条約は2021年1月22日に発効し、本年2026年で5年を迎える。これまでに締約国会議が3回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など、核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきた。

そして2026年11月には、発効後初となる第1回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらし、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものである。また、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題である。

唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。しかし、現時点で日本は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えない。

こうした中、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加は、日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となる。オブザーバーとして参加することは、被爆の実相を世界に突きつけ、核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に日本が平和国家として歩む決意を、より確固たるものとして示すことにつながる。

よって、堺市議会は日本政府に対し、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣

各宛

令和8年6月12日

堺市議会議長  
長谷川 俊 英 様

提 出 者

堺市議会議員  
同

乾 友 美  
藤 本 幸 子

堺市議会議員

藤 本 憲

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第12号 イラン戦争による物価高・資材不足解決のための緊急対策を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## イラン戦争による物価高・資材不足解決のための緊急対策を 求める意見書

イラン情勢が暮らしと経済に重大な影響を与えている。

最大の対策は一日も早い戦争の終結である。日本政府は米国とイスラエルに対し停戦の確実な実行と再攻撃を行わない保証のもとで早期終結の合意に至るよう、国際社会と連携した外交努力を引き続き強めなければならない。

同時に、物価高・資材不足は、市場任せ、個別対応にとどまらず、暮らしと経済を守るための迅速かつ抜本的な対策が必要である。

政府はこの間、資材などは「足りている」とのメッセージを繰り返しているが、現場の実態とはあまりにも乖離している。

よって、本市議会は、政府に対し、現状を直視し、下記のとおり緊急に必要な手だてを講じることを求める。

### 記

1. 暮らしと経済への大胆な支援策を緊急に実施することのできる補正予算の編成を行うこと。
2. 医療、食料、交通・物流、建設など国民生活に欠かせない分野での調達を確保すること。
3. コストや金利の上昇による困難から中小企業と雇用を守ること。
4. 原油及び石油製品の需給を正確に把握し、供給と価格の安定に責任をもつこと。
5. 石油由来の燃料や原材料の需要抑制対策に取り組むとともに、中長期の視点にたった省エネ・再エネの抜本強化をただちに進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
中東情勢に伴う重要  
物資安定確保担当大臣

各宛



令和8年6月12日

堺市議会議長  
長谷川 俊 英 様

提 出 者

堺市議会議員  
同

乾 友 美  
藤 本 幸 子

堺市議会議員

藤 本 憲

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第13号 政府に対して、武器輸出全面解禁の撤回を求める決議

### 理由

本市議会の意思を表明するために、本決議案を提案するものである。

## 政府に対して、武器輸出全面解禁の撤回を求める決議

政府は本年4月21日、「防衛装備移転三原則」とその運用指針の改正を強行した。これは、国際紛争を助長する武器輸出は禁止するという、憲法第9条に基づく国是を捨て去り、殺傷武器の輸出を全面的に解禁するものである。

そもそも武器輸出禁止は、1976年、三木内閣が「平和国家としての立場」「国際紛争の助長回避」を理由に宣言し、1981年の衆参本会議で武器輸出全面禁止を全会一致で決議し、国是としてきた。ところが、2014年に安倍内閣は、武器輸出「原則禁止」を「原則可能」とする「防衛装備移転三原則」及び「防衛装備移転三原則の運用指針」の一部改正を閣議決定した。しかし、この決定においても、殺傷武器輸出については「5類型」を設けざるを得なかった。

今回の閣議決定で、武器輸出を救難・輸送・警戒・監視・掃海としてきた「5類型」の撤廃により、戦闘機や艦艇、長射程ミサイルなどの輸出が可能となる。輸出先についても、国家安全保障会議（NSC）が個別の案件ごとに輸出を認め、紛争当事国であっても「特段の事情」があると判断すれば輸出可能となる。政府の一存で殺傷武器の輸出をすすめるなど断じて許されない。また、国会決議によって国是としてきた原則を、国会での議論もなく、時の政権の一方的決定で投げ捨てることは議会制民主主義の蹂躪である。

高市首相は、武器輸出について「日本経済の成長にもつながる」などと国会答弁で主張している。これは、“軍需産業のもうけのためには国際紛争を助長してもかまわない”“紛争を助長すればさらにもうかる”と言うに等しく、「死の商人国家」への墮落に他ならない。

輸出した殺傷武器により無辜の人々の命が奪われるような事態は絶対に許されない。アメリカ合衆国・イスラエルによるイラン攻撃、ロシアによるウクライナ侵略、イスラエルによるガザ攻撃など、無法な戦争が相次いでいる今こそ、日本は国際紛争を助長するのではなく、日本国憲法に基づく「平和国家」としての行動を示すべきである。

本市議会は、すべての人の人権が尊重される社会と、世界の恒久平和の実現を願い、1984年に「世界不戦への平和都市宣言に関する決議」を行った。また、非核三原則の理念を尊重する非核平和宣言都市として、核兵器の廃絶と平和な国際社会の実現を強く訴えてきた。

よって、日本を「国際紛争助長国家」「死の商人国家」へと大変質させる暴挙に断固抗議し、武器輸出全面解禁の撤回を求める。

以上、決議する。

2026年6月16日

堺市議会



令和8年6月12日

堺市議会議長  
長谷川 俊 英 様

提 出 者

堺市議会議員  
同

乾 友 美  
藤 本 幸 子

堺市議会議員

藤 本 憲

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第14号 堺泉北港、関西国際空港及び大阪国際空港の「特定利用空港・港湾」への指定についての意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 堺泉北港、関西国際空港及び大阪国際空港の「特定利用空港・港湾」への指定についての意見書

大阪府によると、堺泉北港と関西国際空港・大阪国際空港を「特定利用空港・港湾」の対象候補として検討しているとの説明が、3月30日に国から行われた。今後、設置管理者（堺泉北港は大阪府、関西国際空港・大阪国際空港は新関西国際空港株式会社）が受入れを認めれば、国との間で「確認事項」という書面を交わし、「特定利用空港・港湾」として指定されることになる。

「特定利用空港・港湾」は、「安保三文書」の一つである「国家安全保障戦略」に基づき、自衛隊・海上保安庁が、必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう指定し、整備などを進めるものである。民生目的で設置された空港・港湾を、戦時に加えて平時でも自衛隊が訓練や人員・物資の輸送などで軍事利用しやすくするのが目的となっている。

指定されれば、自衛隊と米軍による戦争に活用される危険が大きくなる。国が大阪府に示した資料には「民生利用を主」としているが、2024年5月9日の参議院外交防衛委員会で木原防衛相（当時）が、「米軍が今回の枠組みに参加することは想定していないが、米軍が利用する可能性は考えられる」と答弁している。

さらには、ジュネーブ条約では民間施設への攻撃を禁じているが、軍事利用される施設は保護対象から外され、有事の際に攻撃目標となる危険が大幅に拡大する。

また、訓練時の空港・港湾利用者への影響も懸念される。堺泉北港や大阪国際空港は市街地に近接しており、安全面での問題や、騒音・夜間照明等による住環境への影響が生じることも考えられる。

よって、市民の安全と平和を守る立場から、本市議会は、大阪府に対して、下記の事項を強く求める。

### 記

1. 堺泉北港の「特定利用空港・港湾」への指定に同意しないこと。
2. 新関西国際空港株式会社に対し、関西国際空港及び大阪国際空港の「特定利用空港・港湾」への指定に同意しないよう要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年6月16日

堺市議会

大阪府知事宛



令和8年第3回市議会(定例会)付議案件綴(その7)

---

令和8年6月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

---

堺市配架資料番号  
1-B2-26-0049